## 大分市成年後見人等報酬助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市成年後見人等報酬助成事業(以下「事業」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業は、民法(明治29年法律第89号)第7条、第11条及び第15条第 1項の規定に基づき、成年後見制度における後見、保佐及び補助(以下「後見等」 という。)について、家庭裁判所から後見等の開始審判を受けた者等(以下「被後見 人等」という。)が、家庭裁判所から選任された成年後見人、保佐人及び補助人(配 偶者及び4親等内の親族を除く。以下「後見人等」という。)への報酬を払うこと が困難な場合、報酬の全部又は一部を助成することにより、後見人等が適切な身上 監護、財産管理を行い、被後見人等の生活を守ることができるよう支援することを 目的とする。

(助成の対象者)

- 第3条 事業の対象者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者(以下「特定被後見人等」という。)及びその代理人としての後見人等とする。
  - (1) 大分市内に居住していること。
  - (2) 預貯金等の流動資産が100万円(単身世帯にあっては、50万円)未満であること。
  - (3)後見人等が付されていること。
  - (4)次のいずれかに該当すること。
    - ア 生活保護受給者
    - イ 後見人等の報酬を特定被後見人等の属する世帯の収入及び資産状況から控 除したとき、生活保護受給基準額を下回ることが予想される者
    - ウ その他市長が特に必要と認める者
- 2 前項の規定にかかわらず、特定被後見人等が死亡したときは、報酬を付与すると

された特定被後見人等の後見人等を助成対象者とする。

(助成額)

第4条 助成額は、特定被後見人等について、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬の額及び特定被後見人等が属する世帯の収支を参考に、市長が決定した額とし、特定被後見人等の生活の場が在宅にある者は月額28,000円を、施設等を利用している者は月額18,000円を限度とする。この場合において、報酬付与の期間中に、在宅の期間と施設利用の期間が混在する月があるときの月額の上限は、在宅の期間の日数が2分の1以上の月は月額28,000円と、在宅の期間の日数が2分の1末満の月は月額18,000円とする。

## (申請等)

- 第5条 事業の申請をしようとする助成対象者(以下「申請者」という。)は、助成を受けようとするときは、大分市成年後見人等報酬助成交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、次項の規定により助成の決定を受けた特定被後見人等が死亡した場合において第3条第2項に規定する助成対象者が申請するときその他市長が必要がないと認めるときは、書類の全部又は一部を省略させることができる。
  - (1) 収支(実績・予定)申告書(様式第2号)
  - (2) 預貯金等の流動資産及び必要経費が確認できる書類
  - (3) 家庭裁判所に提出した財産目録の写し等資産状況が確認できる書類
  - (4) 特定被後見人等の後見開始審判を確認できる書類
  - (5)報酬付与の審判書の写し
  - (6) 特定被後見人等の死亡年月日が確認できる書類(特定被後見人等が死亡した場合に限る)
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当である と認めたときは、助成を決定し、大分市成年後見人等報酬助成決定通知書(様式第 3号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条

件を付すことができる。

3 第1項の規定による申請は、家庭裁判所による報酬付与の審判の日(第3条第2 項に規定する助成対象者にあっては、当該日又は特定被後見人等が死亡した日のい ずれか遅い日)から起算して2月以内に行わなければならない。

(助成の支払)

第6条 前条第2項の助成の決定を受けた者は、大分市成年後見人等報酬助成請求書 (様式第4号)により、決定された助成額を請求することができるものとする。

(後見人等の責務)

- 第7条 前条の助成を受けた者は、後見人等への報酬以外の目的に使用してはならない。
- 2 前条の助成を受けた者は、市長が必要と判断した場合、特定被後見人等名義の口 座に振り込まれた助成の当該支出について報告しなければならない。

(助成の取消し等)

- 第8条 市長は、第5条第2項の助成の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に助成が行われているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。
  - (1) 助成に関して適切な支出が行われていないと認められるとき。
  - (2) 助成の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
  - (3) 偽りその他不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成28年2月1日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱は、令和3年4月以後の月分の助成について適用し、同月前の月分の助成については、なお従前の例による。